

那須塩原市建設工事週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那須塩原市において将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を目的とし、必要な建設業の中長期的な担い手の確保及び育成並びに受注者の職場環境の改善を図る取組として、工事現場における週休2日制の確保に取り組む工事（以下「週休2日制工事」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(週休2日制)

第2条 週休2日制とは、対象となる工事及び期間で受注者が現場の閉所を行ったと認められるものをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制の対象となる工事は、次に掲げる工事を除き、全ての工事を対象とする。なお、対象工事は、入札公告、指名通知書及び設計図書において週休2日制の対象であることを明示するものとする。

- (1) 工期が2か月未満の工事
- (2) 緊急対応が必要な工事
- (3) 設計金額が130万円以下の工事

2 対象工事の発注方式は、次に掲げるものとする。

- (1) 発注者指定方式

発注者が週休2日制の取得を指定したもの

- (2) 受注者希望方式

受注者が週休2日制の取得を希望し、発注者が承諾したもの

(対象期間)

第4条 週休2日制工事の対象となる期間は、契約に基づく工期内で現場着手

日から工事完成日までの期間とし、次に掲げる期間を除いたものとする。

- (1) 年末年始休暇期間（6日間）
- (2) 夏季休暇期間（3日間）
- (3) 現場での施工を実施しておらず、工場で製作のみを実施している期間
- (4) 那須塩原市建設工事請負契約書に規定する工事の中止期間
- (5) 発注者が設計図書等により、あらかじめ対象外とする期間

2 受注者は、現場に着手した場合、現場着手届（様式第1号）により、発注者に通知するものとする。

（現場閉所）

第5条 現場の閉所とは、現場に設置する事務所内での事務作業等を行わず、1日を通して現場及び現場事務所を閉鎖した状態（巡回パトロール及び現場環境保全のための管理上最低限な点検は除く。）をいう。

（発注者指定方式の実施手続）

第6条 受注者は、第3条第2項第1号に規定する発注者指定方式を受注した場合、当該工事の契約日から那須塩原市の休日を定める条例（平成17年那須塩原市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く、10日以内に休日取得計画書（様式第2号）を発注者に通知するものとする。

（受注者希望方式の実施手続）

第7条 受注者は、第3条第2項第2号に規定する受注者希望方式を受注した場合、当該工事の契約日から市の休日を除く、10日以内に週休2日制の実施に係る希望届（様式第3号）を発注者に通知するものとする。

2 発注者は、市の休日を除く、前項に規定する届出を受理した日から5日以内に週休2日制の実施に係る承諾書（様式第4号）を受注者に対し、通知す

るものとする。

- 3 受注者は、前項で規定する承諾書を受理した日から市の休日を除く、10日以内に休日取得計画書（様式第2号）を発注者に通知するものとする。

（実施手続の変更）

第8条 受注者は、休日取得計画書（様式第2号）を変更する場合は、変更する現場閉所日の前日までに休日取得変更計画書（様式第5号）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

（履行実績の報告）

第9条 受注者は、月1回以上、履行について休日取得実績書（様式第6号）を発注者に報告するものとする。

- 2 受注者は、週休2日制の履行実績について休日取得実績書（様式第6号）を工事完成日から市の休日を除く、7日前までに発注者の確認を受けるものとし、工事完成日に当該実績書を発注者に提出するものとする。

（経費の補正）

第10条 経費の補正は、次に掲げる日数の現場を閉所した工事を行う。

- (1) 4週8休（8日／28日以上）

対象期間内の現場の閉所割合が28.5%以上の工事

- (2) 4週7休（7日／28日以上）

対象期間内の現場の閉所割合が25.0%以上28.5%未満の工事

- (3) 4週6休（6日／28日以上）

対象期間内の現場の閉所割合が21.4%以上25.0%未満の工事

2 第3条第2項第1号で規定する発注者指定方式の経費補正は、次のとおり行う。

- (1) 経費補正は、当初設計で計上する。

(2) 休日取得実績書（様式第6号）から前項第1号で規定する工事であることが確認できない場合は、当初補正分を減額する。

3 第3条第2項第1号で規定する受注者希望方式の経費補正は、次のとおり行う。

(1) 休日取得実績書（様式第6号）から前項第1号から第3号までに規定する工事であることが確認できる場合は、閉所割合に応じた補正を行い、増額する。

(2) 経費補正は、工期の終期に行う。

4 見積単価又は内訳が明確でない市場単価は、労務費の補正の対象としない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、発注者との協議による。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。